

令和6年度  
一般廃棄物処理実施計画

久慈市

## 目 次

1	目 的	2
2	計画期間	2
3	計画区域	2
4	計画の対象等	2
5	ごみ処理実施計画	3
5-1	排出量の見込み	3
5-2	資源化・減量化計画	3
5-3	収集・運搬計画	4
5-4	啓発・推進計画	7
5-5	一般廃棄物の区域外処理	8
5-6	廃棄物処理施設の概要	8
5-7	ごみ処理支援要請	8
5-8	廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給	9
6	生活排水処理実施計画	10
6-1	処理人口	10
6-2	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	10
6-3	啓発・推進計画	11
参 考		12

# 令和6年度一般廃棄物処理実施計画

## 1 目的

久慈市内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものである。

## 2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 3 計画区域

久慈市全域（計画人口 32,007 人、面積 623.50 km<sup>2</sup>）

※数値は本市の一般廃棄物処理基本計画より引用。

## 4 計画の対象等

本計画は、一般廃棄物（ごみ、生活排水）を対象とし、ごみ処理実施計画と生活排水処理実施計画を策定する。

## 5 ごみ処理実施計画

### 5-1 排出量の推移及び見込み

(単位：t)

年度	燃える ごみ	燃えない ごみ	資源物 ※資源物集団回収量を除く								合計
			缶類	ビン類	発泡・PET	紙類	プラスチック類	古着	小型家電	小計	
R2	10,383	662	121	306	106	547	160	3	41	1,284	12,329
R3	10,317	587	112	288	110	546	159	7	37	1,259	12,163
R4	10,144	536	105	285	103	504	158	10	38	1,203	11,883
R5	10,509	585	121	298	99	565	156	21	31	1,288	12,382
R6	10,336	561	120	295	99	562	162	21	31	1,290	12,187
R7	10,164	549	119	293	100	560	167	21	31	1,291	12,004

※ R2～R4年度は一般廃棄物処理実態調査報告数値より引用。R5～R7年度は本市一般廃棄物処理基本計画より引用。

なお、小数点第1位を四捨五入し整数表記しているため、各値の和が合計値と一致しない場合がある。

### 5-2 資源化・減量化計画

#### ① 総ごみ量の減量化

##### ア 住民による発生・排出抑制

- ・ 生ごみについては、コンポストなどを利用した堆肥化の推進や水切りの重要性の周知を行い、減量化及び資源化を意識できるように働き掛ける。
- ・ 関係団体等と連携し、材料を無駄にしない献立・調理方法の周知及び研修会の実施等により、生ごみの排出抑制に努める。
- ・ 買い物に行く際は、買い物袋を持参するとともに、過剰包装を断り、使い捨て製品や無駄なものの購入をやめ、「ごみになるものを買わない意識」の定着を図る。

##### イ 事業者による発生・排出抑制

- ・ 事業所から発生するすべてのごみについて、事業者としての社会的責任のもと、自己処理の原則を遵守し、自ら排出しているごみの量を把握するとともに、適正な処理と減量化が行われるよう十分な対策を講じる。
- ・ 多量排出事業者については、廃棄物減量計画の作成等による計画的なごみ減量に取り組むとともに、一層の分別や先進リサイクルシステムの導入について検討する。

##### ウ 行政による発生・排出抑制のための環境づくり

- ・ ごみ分別に関する説明会の実施などにより、市民のごみ分別に対する意識

醸成を図り、ごみの適正処理を推進する。また、長期的な視点のもと、生活系ごみの有料化等について久慈広域連合及び関係市町村と協議を進める。

② 再生利用の向上

ア 資源物の分別収集を継続するとともに、使用済み小型家電、古着の回収ボックスを有効に活用した取り組みを検討する。

イ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことを受け、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクル実施に向け、久慈広域連合及び構成市町村と協議を進める。

5-3 収集・運搬計画

① ごみの分別及び排出方法

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、次表に掲げる分別区分ごとに定められた排出方法により排出する。

分別区分	ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式
燃えるごみ	生ごみ類（台所ごみ）、紙類（資源物を除いたもの）、ゴム、革製品類、木、草類、布、繊維、プラスチック類で焼却処理が適当なもの	週1回～ 週2回	久慈市指定ごみ袋	ごみ集積場
燃えないごみ	金属類（ポット、ヤカン、鍋等）、びん類（資源物を除いたもの）、小型電化製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電4品目及び小型充電式電池並びに小型充電式電池が取り外せない家電を除く）、ガラス・陶磁器類（茶碗、皿等）等で破碎処理が可能なもの	月1回		
資源物	空き缶	スチール缶、アルミ缶（共に飲料用に限る）	透明又は半透明な袋	
	ペットボトル	PET1マークのついているボトル		
	発泡スチロール	電気製品の緩衝材を除く魚箱等	透明又は半透明な袋、若しくはひもで束ねる	
	びん類	飲料用のびん、食品保存のびん、薬のびん、化粧品用のびん、ジャム等調味料のびん	透明又は半透明な袋	
	紙パック	牛乳、コーヒー、ジュース、酒、焼酎等飲	ひもで十	

		料用のパック（アルミニウムが使用されていないもの）		字に束ねる	
	段ボール	段ボール			
	新聞紙	新聞紙（広告を含む）			
	雑がみ	雑誌・本・カタログ・紙箱・封筒・ハガキ・コピー用紙・包装紙などの紙類全般		上記の他、紙袋等に入れる	
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器包装類（ただし、汚れが落ちないものを除く。）		透明又は半透明な袋	
	使用済小型家電	家電リサイクル法の対象となる家電4品目を除く使用済小型家電（小型家電リサイクル法対象品目）	—	—	ごみ集積場※、小型家電回収ボックス（市内10か所）又は直接搬入
	古着	衣類全般、服飾雑貨	—	—	古着回収ボックス
可燃性粗大ごみ		机、イス、ベッド（木製）、畳等60cm×100cm以上又は1袋1束の重量が20Kg以上のもの			
不燃性粗大ごみ		机、イス、ベッド（金属製）、自転車等60cm×100cm以上又は1袋1束の重量が20kg以上のもの	—	—	直接搬入
処理困難物  (家電リサイクル法の対象物)		コンクリートくず、レンガ、瓦、ガスボンベ、消火器、ペンキ、タイヤ、オイル、ガソリン、灯油、シンナー類、薬品類、農薬、二輪車、バッテリー、ドラム缶、建築廃材、耐火ボード、汚泥、ボイラー、焼却炉、農機具、業務用冷蔵庫、ストッカー、自動販売機、スプリング入りマットレス（スプリングを外し、燃えるものと燃えないものに区分したものを除く）、農業用廃プラ、漁業用廃プラ、在宅医療廃棄物（注射針等鋭利な物）  エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	—	—	販売店、廃棄物処理業者、指定引取場所、医療機関

※パソコン等、個人情報漏洩の恐れのある使用済み小型家電については、ボックス回収

または直接搬入のみ受入可能（ごみ集積場への排出は不可。）。

### イ 事業系ごみ

事業系ごみについては、事業者自らが適正に処理することを前提とし、事業系一般廃棄物については次により処理する。

種	類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃棄物	事業者自らが廃棄物処理施設に搬入する場合	/	事業者が自ら廃棄物処理施設へ運搬	焼却、埋立及び資源化
	一般廃棄物収集運搬業者が搬入する場合		一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出 収集運搬	

### ウ 動物の死体

動物の死体については、次により処理する。

種	類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の死体	丈夫な袋か段ボールに入れ密封して排出	直接搬入		焼 却

## ② 収集運搬及び処理主体

区	分	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	○ 委託収集 ○ 自己搬入	久慈広域連合の各対応 廃棄物処理施設	久慈地区最終処分場 又は引渡し業者等	
事業系ごみ	○ 許可業者 ○ 自己搬入			

## ③ 収集日程等

### ア 通常収集

燃えるごみを毎週 2 回（大川目地区の一部、宇部地区の一部、山根地区及び山形地区は毎週 1 回）、燃えないごみは毎月 1 回、資源物は毎月 2 回、ごみ集積場から回収を行う。

### イ お盆の供物収集

令和 6 年 8 月 16 日（金）を予定し、山形地区を除く各地区に収集場所を指定し、市の直営により供物の特別収集を行う。

### ウ 年末年始のごみ特別収集

年末年始はごみ処理場の休場日が長期に渡ることから、家庭からのごみ排出に支障が生じると予想される場合は、通常収集日の変更及び特別収集の措置を講じるものとする。

#### ④ ごみ集積場

地区名	久慈	長内	小久慈	大川目	夏井	宇部	侍浜	山根	山形	合計
集積場数	218	72	55	54	52	66	36	34	101	688

※令和6年2月末日時点

### 5-4 啓発・推進計画

#### ① ごみの分別及び適正処理に関する情報提供等

ア インターネットで利用できる久慈市ごみ分別辞典「ごみサク」を適宜更新し、分別方法の周知を図る。

イ 令和4年度に見直しを行った「久慈市 ごみの分け方・出し方ガイドブック」を必要世帯等に配布し、適正分別の促進を図る。また、住民からの問い合わせ等に丁寧に対応し、住民が混乱なく使用できるよう努める。

ウ 広報くじ及び市ホームページ等により環境関連情報等を随時発信する。

エ 環境講座等において、環境関連情報等の提供及び啓発を行う。

オ 環境パトロール員を設置し、監視活動の強化を図るとともに、投棄物の早期発見・撤去や啓発看板の設置等を行い、不法投棄の未然防止に努める。

カ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、町内会や衛生班が実施するごみ集積場整備活動を補助する。

#### ② 環境学習の充実

ア 児童、生徒及び市民等が実施する環境学習の充実に努めるとともに、まちづくり直送便等の出前講座へ講師派遣を行う。

イ 久慈市衛生班連合会及びその他関係団体等との意見交換会を定期的を開催し、環境施策に関する情報共有を行う。

#### ③ ごみ減量及びリサイクルの推進

ア 久慈地方産業まつりにおいて、「生活部会」の環境保全コーナーを設置し、ごみ減量施策の周知及び5Rの普及啓発等を行う。

イ 生ごみを減量するため、家庭用コンポスター等の普及促進を図る。

ウ 生ごみの排出を抑制するため、材料を無駄なく利用できるような献立や調理方法などについて、関係機関と連携し、普及啓発を行う。

エ 「岩手県再生資源利用認定製品」の利用促進を図るとともに、当該認定制度の周知及び活用を推進する。

オ プラスチック製容器包装、小型家電、雑がみなど資源物の分別方法を周知し、

資源回収量の拡大を図る。

#### ④ 環境活動への参加促進

ア 「エコ協力店いわて認定制度」の市内認定店舗の拡充を図り、環境に配慮した事業活動を促進する。

イ 地域主体の環境活動を促進するため、資源物集団回収事業を実施する地域団体数の増加を図るため、各市民センターと連携し、周知活動を実施する。

ウ きれいで住みよいまちづくりを実現するため、早朝一時間清掃を実施して道路及び公園等公共の場所の清掃美化を推進し、市民や事業者への参加促進を図る。

#### ⑤ その他廃棄物行政の推進

ア 災害廃棄物処理の備えとして災害廃棄物処理計画の策定や民間業者等との協定締結に努める。

### 5-5 一般廃棄物の区域外処理

本計画の目的に鑑み、久慈広域連合を構成する市町村以外から本市に一般廃棄物を持ち込むことを禁止する。ただし、災害や廃棄物を用いた実証試験、これに類する特例的な対応として市長が認める場合を除く。

### 5-6 廃棄物処理施設の概要

施設の名称	所在地	備考
久慈地区 ごみ焼却場	久慈市夏井町大崎第3地割95番地	処理能力:120 t / 24 h
久慈地区 最終処分場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	埋立容積:59,100 m <sup>3</sup> (※平成14年供用開始時)
久慈地区 粗大ごみ処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	処理能力:30 t / 5 h
久慈地区 再資源化処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	処理対象:空き缶、発泡スチロール、ペットボトル、びん類、紙類
洋野 リサイクルセンター	九戸郡洋野町種市第51地割72番地4	処理対象:プラスチック製容器包装 設置者:㈱ノブタ興業

### 5-7 ごみ処理支援要請

久慈広域連合が管理運営する廃棄物処理施設に異常な事態が発生し、処理が困難となった場合や、災害発生等により廃棄物が大量に発生し、施設の処理能力を大きく超えた場合等には、地域住民の生活安定及び環境保全のため、廃棄物処理

について次の施設へ支援要請する。

施設の名称	所在地	備考
いわて第2 クリーンセンター	九戸郡九戸村大字江刺家第20 地割48番地34	処理能力：ロータリキルン &ストーカ炉 87.9 t/日 溶融炉 13 t/日

#### 5-8 廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給

積水バイオリファイナー(株)が実施する廃棄物からエタノールを製造する実証試験に用いるため、久慈広域連合では、久慈広域連合管内で発生した一般廃棄物（ごみ集積場から収集する家庭系ごみ）を積水バイオリファイナー(株)に提供する。

事業実施主体	所在地	備考
積水バイオリファイナー株式会社	久慈市侍浜町本町第9 地割54番地1	処理量：140 t/週 一般廃棄物の提供期間：令和4年2月 から令和7年3月まで 供給方法：久慈広域連合が収集運搬を 委託する業者が集積場から当該施設 に運搬する。

## 6 生活排水処理実施計画

### 6-1 処理人口

(単位：人)

区分		処理人口
計画区域内人口		32,007
水洗化	公共下水道	11,349
	コミュニティ・プラント	69
	農・漁業集落排水施設	2,268
	合併処理浄化槽	5,149
単独浄化槽（生活雑排水のみ未処理）		119
非水洗化人口（汲取り）		13,053

※数値は本市の一般廃棄物処理基本計画（資料編）より引用。

### 6-2 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

#### 6-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み

(単位：kℓ)

年度	し尿	浄化槽汚泥	合計
R2	20,225	4,335	24,560
R3	19,288	4,791	24,079
R4	18,387	4,142	22,529
R5	15,555	4,612	20,167
R6	14,637	4,636	19,272
R7	13,724	4,636	18,360

※R2～R4年度は一般廃棄物処理実態調査報告数値より引用。R5～R7年度は本市一般廃棄物処理基本計画（資料編）より各数値を年換算したもの。

なお、小数点第1位を四捨五入し整数表記しているため、各値の和が合計値と一致しない場合がある。

#### 6-2-2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

##### ① し尿の収集運搬

し尿の収集・運搬は、久慈広域連合から委託を受けた委託業者が行う。

##### ② 浄化槽汚泥の収集・運搬

浄化槽汚泥の収集・運搬は、久慈広域連合から許可を受けた許可業者が行う。

### 6-2-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の概要

施設の名称	所在地	備考
久慈地区汚泥再生 処理センター	九戸郡洋野町中野第7地割30番地10	処理能力：105 kℓ／日

### 6-3 啓発・推進計画

#### ① 生活排水の適正処理に関する情報提供等

ア 広報くじ及び市ホームページ等を活用し、適正な生活排水処理の意識高揚を図る。

イ 公共下水道等生活排水処理施設整備地区における接続の促進を図る。

ウ 生活排水処理施設等の見学会を通じ、下水道事業の役割や仕組みの理解を深める。

エ 生活排水に対する住民の意識を確認するため、必要に応じてアンケート調査等を実施する。

オ 生活排水処理施設整備事業（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽、し尿処理）の計画的な事業推進を図り水洗化人口の増加に努める。

#### ② 環境教育の充実

生活排水やし尿の適正な処理が、水質汚濁の低減へ大きく貢献していることを広く理解してもらうため、処理施設見学会の開催等の支援を行う。

## 参 考

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。